
$$\cdots \rightarrow \mathcal{O}_X(-n) \rightarrow \mathcal{O}_X(-n+1) \rightarrow \cdots \rightarrow \mathcal{O}_X \rightarrow \mathcal{O}_X(1) \rightarrow \mathcal{O}_X(2) \rightarrow \cdots$$

掲 示 板 (1～3月行事予定表)



※下記の予定は、12月1日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。
詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

月 日	時 間	内 容	会 場	備 考
1月	6日(木)	13:00～17:00	◎無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館
	7日(金)	11:00～12:00	広報委員会	法 人 会 館
	13日(木)	16:00～17:15	"新春特別企画"署長講演会(演題:これからの税務行政・私の履歴書)	中野 サンプラザ 13F コスモルーム
	//	17:20～18:00	新年賀詞交歓会	中野 サンプラザ 13F コスモルーム
	19日(水)	13:30～15:30	決算法人説明会	法 人 会 館
	20日(木)	13:30～16:00	新設法人説明会	法 人 会 館
	//	16:00～17:00	中野税務懇談会	署・別館2階会議室 会長・佐藤
2月	1日(火)	13:00～17:00	◎無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館
	//	13:30～15:30	書き方説明会	法 人 会 館
	3日(木)	16:00～17:30	中野法人会経営塾第四弾(確定申告研修会)	法人会館+WEB
	4日(金)	17:00～18:00	青年部会・第566回研修会(租税教育講師養成講座)	法人会館+WEB
	9日(水)	18:30～20:00	中野法人会福利厚生事業第三弾(ボウリング大会)	サンプラザボウル
	14日(月)	16:00～17:30	中野法人会経営塾第五弾(事業承継セミナー)	法人会館+WEB
3月	1日(火)	13:00～17:00	◎無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館
	14・15・16・17日	9:30～14:00	生活習慣病健診	中野 サンプラザ 7F 研 修 室
	15日(火)	15:00～16:00	東法連・理事会	明 治 記 念 館
	17日(木)	16:30～17:00	正副会長会	中野 サンプラザ 11F アネモルーム
	//	17:00～18:00	理事会	中野 サンプラザ 11F アネモルーム

1月号の目次

新春対談(佐竹署長・横山会長):令和4年度税制改正要望書

2022 VOL.239

年頭の辞(横山会長).....3	令和4年度税制改正に関する提言まとめ.....10～11
法人会寄席&令和3年度納税表彰式.....3	法人会の提言から(小林会長).....12
公益社団法人10周年「秋の特別企画」(法人会寄席)3	税の作文コンクール入賞作品.....12
新春対談 中野税務署 佐竹署長.....4～5	本部だより(オンラインセミナー実務講座・年調・法律セミナー)13
中野法人会 横山会長.....4～5	本部だより(中野にぎわいフェスタ2021).....14
謹賀新年 中野都税事務所 安藤敏朗様.....6	第1回ウォークツアー(中野今昔ものがたり).....14
都税だより&税務功労者感謝状贈呈式.....6	本部だより(川柳コンクール入賞発表・第7回ゴルフコンペ)15
税務署だより(確定申告会場のお知らせ).....7	部会だより(青年部会・女性部会).....15
知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡税理士)8～9	第12回税に関する絵はがきコンクール入賞発表...16

● 表紙(写真説明).....第20回フォト・コンテスト入賞『真白き富士の嶺』(新幹線の車内より) (一般) 中川 礼伽 様

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743

中野法人会の

無 料 法 律 相 談

お気軽にどうぞ!!
(まずはお電話を...)

実施日時:1/6(木)、2/1(火)、3/1(火) 13:00～17:00 (相談時間は、1案件:45分)
TEL:03-3388-6896 FAX:03-3388-2550 (担当) 佐藤・三國



年頭の辞

コロナ禍の中、WEBを活用して様々な事業を大きく展開！



中野法人会長
横山浩之

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、希望に満ちた新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

平素は、中野法人会の運営に多大なご尽力を賜りまして誠にありがとうございます。

一昨年は、コロナ禍で、会合も事業も全く行えませんでしたので、その教訓を活かし、昨年の1月より、WEBを活用した「オンラインセミナー」など行えるよう準備を進めて参りました。お陰様で、5月から実施が可能になり「ホットラインの活用」等、今では様々な事業が行なえるようになっております。

会合に関しては、参加対象が多い場合は、中野サンブラザで行ったり、福利厚生事業においても、ゴルフの表彰式は行わない、又、バスツアーをウォークツアーに変更したりと、工夫を凝らしながら行う事ができました。

法人会として最も大事な「公益事業＝社会貢献事業」に関しては、今年は、「中野にぎわいフェスタ2021」に参加するなど、徐々にですが動きが出てきております。現在、「地球温暖化対策報告書」を東京都に提出すべく準備を進めております。一昨年度は、124社から提出して頂き、東京法人会連合会としては、第1位の成績でしたので、是非、皆様のご協力を宜しくお願い致します。

又、青年部会の「租税教室」は、コロナバージョンでシナリオを作成し直し、1学期中に区内12の小学校で行う事が出来ました。女性部会の「絵はがきコンクール」は、区内10の小学校より312作品の応募を頂きました。今年度から、税制税務委員会が主催する事になった「税の川柳コンクール」は、173作品の応募を頂く等、大変嬉しく思っております。

さて、今年度の目標としては、第一に「会員増強推進」です。このような社会状況だからこそ「経営者の悩みは、経営者同士じゃないと分からない！」この言葉は、経営者の本音だと思います。まずは法人会に入会して頂き、企業経営に役立つ事業に大いに参加して頂き、交流を深めながら“仲間づくり”に取組んで参りたいと思います。

第二に、部会活動、支部活動の件です。特に各支部においては、全面的に応援して参りますので、工夫を凝らしながら、可能な支部から何かを始めて頂きたいと思っております。

今年度も、本部・支部役員の皆様、青年部会・女性部会の皆様にご協力を頂き、コロナ禍の中ではありますが、“更に、魅力ある法人会の構築を”と決意しております。今、中野駅前を中心に、中野区役所新庁舎の建設始め、明るいニュースもたくさんございます。今年も、希望を持って日々精進して参りたいと思っております。

皆様のご健勝、企業の益々のご発展を心よりお祈り申し上げまして年頭の挨拶と致します。



令和3年度 納税表彰式



11月9日、中野税務署内で「令和3年度・納税表彰式」が行われました。尚、星野新一様（納貯）、惣田雄二様（間税会）、谷口直樹様（間税会）、(株)丸井：マルイ様が受彰されました。

《中野税務署長表彰》 (順不同)

鈴木 浩司様（常任理事・第9支部長）

落合 義昭様（理事・第9副支部長）

《中野税務署長感謝状》

大島 昭子様（常任理事・女性部会長）

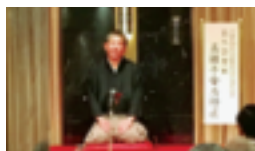
根本 香織様（理事・第3副支部長・元青年部会長）



※前列

(署長感謝状) (署長表彰) (署長表彰) (署長感謝状)
根本香織様 鈴木浩司様 佐竹署長 落合義昭様 大島昭子様

11月25日 “公益社団法人10周年記念” 『税を考える週間・秋の特別企画 法人会寄席』を開催(於：中野サンブラザ)



落語(三遊亭金馬師匠)



～～ 多くの皆様に参加して頂きました ～～



金馬師匠と竹下様



前段で理事会を開催

新春対談



司会（広報委員長）：新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。今年も、新春対談という事で企画をさせて頂きました。佐竹署長、横山会長、どうぞ宜しくお願い致します。

会長：明けましておめでとうございます。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

署長：明けましておめでとうございます。

昨年中は、法人会の皆様には、税務行政全般にわたりご理解とご協力を頂きまして誠にありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願い致します。

司会：佐竹署長にお伺い致します。昨年の異動で中野に赴任され、着任後、中野について感じられた事や印象などをお話し頂ければと思います。

開発途上の中野の未来に、心躍る期待感

署長：着任した時は、ちょうど緊急事態宣言下で、東京オリパラを目前に控え福岡から東京に戻りまして、署長として多くの職員を預かること、感染対策やコロナ禍での税務調査など、正直申し上げて、不安がありました。職員には、本人及び家族の健康、コロナ禍に苦しんでいる納税者への懇切丁寧な対応をするようお願いしました。10月からは、感染症対策にも十分配慮しながら調査事務を行って参りましたが、昨年配属された職員は、ほとんどが外部事務の経験ができていないという現状ですので、若手の育成に苦慮しています。

中野については、40年前に杉並署に当署配置され、特にサンブラザは印象に残っています。チケットの購入やボウリングにも何回か来ておりまして、とても懐かしかったです。建て替え後のサンブラザとサンモール、ブロードウェイがどのように融合し、今後どのような街になっていくのか、とても楽しみにしております。また、3年ぶりに「中野にぎわいフェスタ」が開催され、法人会の皆様に参加されました。短い準備期間の中、税金クイズなどを実施されまして、改めてその行動力に敬意を表するところです。

司会：佐竹署長、ありがとうございました。さて、横山会長は昨年会長に就任され、1年を振り返っていかがだったでしょうか？

コロナ禍の中、WEB活用で事業を展開

会長：一昨年は、コロナ禍で何の事業もできませんでしたので、そうした反省の下、昨年の1月からWEBを活用した取組みを検討し、前半は、オンライン会議やセミナーを開催できるようになりました。

また、青年部会は、1学期に小学校に出向き、対面による『租税教室』を区内の12校で行って頂きました。女性部会は、『税に関する絵はがきコンクール』、今年から税制税務委員会が主催して『税の川柳コンクール』を行って頂き、多くの作品の応募を頂きました。社会貢献事業として、大きな成果をあげたと思っております。

昨年の後半は、緊急事態宣言解除後に、参加人数や会場の規模等を考えWEBを併用した、対面セミナーを開催することができました。また、先ほども署長から話がありましたが『中野にぎわいフェスタ』にも参加する事ができました。

会員交流事業では、「親睦チャリティゴルフコンペ」を開催でき、プレイのみでしたが本当に良かったと思っております。また、恒例の「日帰りバス研修」から、「ウォークツアー」に変更して行い、参加された方からは大好評でした。こうして、皆様が集うことができるようになり本当に大変嬉しく思っております。

司会：横山会長、ありがとうございました。それでは、年頭という事で、今年の抱負をお聞かせ頂きたいと思います。佐竹署長からお願い致します。

確申は、スマホの活用で自宅から申告を

署長：私、実は年男ですので今年60歳になります。虎年生まれです。勇猛果敢にと言いたいところですが、新型コロナウイルスのニュースや第六波の予測もありますので、まずは、職員ともども健康第一に職務に取り組んで行きたいと思っております。

昨年の6月には「税務行政の将来像2.0」が公表されました。税務行政もデジタルを活用し、デジタルトランスフォーメーションを推進していくことになり、あらゆる税務手続きが、税務署に行かずにできる社



(左から木村広報委員長・横山会長・佐竹署長様)

会を目指し変革していく事になります。また、昨年10月から「インボイス制度」の申請がスタートしましたので、令和5年の制度開始に向けて、決算説明会などを通じて進めていきたいと思っております。

さて、まもなく確定申告の時期を迎えます。確定申告会場は、特に三密になりやすいので、スマホやパソコンによる自宅からの電子申告をして頂きますよう、社員・従業員の皆様に働きかけをお願い致します。今年は、スマホのカメラで源泉徴収票を撮影して、金額を自動入力するなどアップデートされており、スマホとマイナンバーカードを活用した申告が大変便利になっていますので、法人会の皆様には、特にご協力頂きたくどうぞ宜しくお願い致します。

司会：横山会長にも新年の抱負を語って頂きたいと思います。

会員の為の法人会、更に魅力溢れる会に

会長：先ほども申し上げましたが、感染対策を取り、なるべく対面による「会議・研修会・講演会」などを開催していきたいと思っております。また、法人会の最大重要課題である会員増強に力を入れて行きたいと思っております。会員増強を推進して下さる要でもある支部の活動が、現在は出来ておりませんので、各支部の事業を再開しながら会員増強に結び付けて頂きたいと思っております。

昨年10月から税務署への登録が始まった「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」については、昨年、数回に亘り研修会も行いましたが、機会あるごとに周知徹底をして参りたいと思っております。

司会：横山会長、ありがとうございました。

さて、ここで、佐竹署長のオフタイムの過ごし方や趣味などをお聞かせ頂きたいと思っております。

鉄馬(?)に乗り、自然散策と体力づくり!

署長：天気の良い日には、霞ヶ浦の湖畔、房総半島、日光、那須などへ、ツーリングに出かけています。昨年まで2年間は福岡局にいたので、バイクも同伴し熊本の阿蘇や長崎・佐賀の海岸線を走ったりしていました。240kg・100馬力の鉄馬(?)にまたがり、振り落とされないよう必死にしがみついて走ります。道の駅などで出会う人たちは、同年代か少し上の年代の人たちが多く、中には、昔はやんちゃしていた?と思われるようなバイクの改造や風貌の人もいるようですが、もちろん私は違います。ツーリングの疲れは半端ないですが、体で感じる風やその土地の匂いなどバイクならではの良さがあり、まさか居眠り、飲酒運転はできませんが、スピード違反はあつという間なので自制心を利かせツーリングを楽しんでいます。

司会：素晴らしい趣味ですね。ところで、横山会長は、いかがですか?

多趣味で芸術にも秀でていて休日を謳歌!

会長：コロナになる前は、旅行が好きで良く行っていました。各地の美術館を巡ったり、とにかく温泉に入って、地元の肴で一杯飲むのがとても楽しみでした。他には、ゴルフや釣りも好きですね。今では、自分で釣った魚をさばくことができるようになりました。

また、私の体力づくりは、水泳と歩くことです。伊豆下田に行き、ゆっくりですけど2キロくらい泳ぎますね。また、ゴルフ場でも、絶対にカートには乗らない主義を貫いていまして、普段から、なるべく歩く事にしています。

司会：本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。新しい年、私達も、法人会の更なる発展の為に頑張りたいと思いますのでどうぞ宜しくお願い致します。

中野大好き × 中野税務懇談会
ナカノさん 中野税務署

確定申告はスマホで





謹 賀 新 年

中野都税事務所
所長 安藤 敏朗

新年おめでとうございます。

公益社団法人中野法人会におかれましては、横山会長をはじめ役員並びに会員の皆様、新年をお健やかに迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年中は、貴会の御活動や御事業を通じまして、東京都の税務行政の運営に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、長きにわたり新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、近年、世界各地で続く紛争や気候危機、そして新型コロナウイルス感染症など、人類は世界規模で広がる難題に直面しています。この新たな時代において、国家の競争力を決定づけるのは人が集まり、ビジネスや生活の拠点となる都市の力にあります。

コロナ禍の中、オリンピック・パラリンピックを完遂した東京は、世界からの信頼を大いに高めました。これを追い風として、ヒト・モノ・カネ・情報を惹きつけ、多様な集積を源泉に成長を続けていく。

そして、全国とも連携し我が国の発展を力強く牽引することこそ、首都・東京が果たすべき使命であります。

感染防止と経済活動の両立を図り、東京の経済を再生・回復させるために、都庁一丸となって、事業者の皆様への支援、ポスト・コロナを見据えた新たなビジネスモデルの創出など、必要な取組を着実に実行してまいります。

東京が持つ資源を最大限に活用し、これらの政策を展開するうえで、皆様から納めていただく都税は大切な財源となります。

東京都主税局は、感染リスクの軽減及び納税者の皆様の利便性向上のため、電子申告や郵送による手続き、キャッシュレス納付を推進しております。皆様からの御協力をいただきながら、都税収入の確保に一層努めるとともに、環境対策や中小企業支援対策への税制面からの支援も継続してまいります。

私ども中野都税事務所では、職員一同、感染症対策に細心の注意を払い業務を運営してまいります。本年も引き続き、皆様方の一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が穏やかで平和な年でありますように、そして公益社団法人中野法人会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝、更なる御活躍を心から祈念申し上げます。新年の御挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



都 税 だ よ り



中野都税事務所

都税についてのお知らせ ～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月 は 固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償 却 資 産 と は	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和4年1月1日現在、償却資産を所有している方
申 告 先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申 告 期 限	令和4年1月31日(月)

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索



償却資産の申告には、
電子申告(eLTAX:エルタックス)も
ご利用できます



eLTAX
ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索

令和3年度税務功労者感謝状贈呈式

10月29日予定の「主税局長表彰式」、11月17日予定の「税務功労者感謝状贈呈式」がコロナの影響で延期され、12月3日、都税事務所に於いて贈呈式を挙行。井元喜代枝様も納貯より受賞されました。



主税局長表彰 都税感謝状
安藤所長 大月浩司郎様 安藤光二様 横山会長

税 務 署 だ よ り

新宿・四谷・中野税務署からのお知らせ

確定申告会場が 変わります！

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の
確定申告書作成会場を

新宿住友ビルB1階に開設します。

税務署内では確定申告書の作成・相談は行っておりません。

開設期間 令和4年2月16日(水)から3月15日(火)まで
※ 土曜日及び日曜日を除く。ただし、2月20日、2月27日の日曜日は開場します。

受付時間 午前9時から午後4時まで(相談は午前9時15分から)
※ 会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがあります。

《所在地》

新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビルB1階



※ 会場の駐車場は有料です。また、駐輪場はありません。

インターネットで
申告書作成

国 税 庁
ホームページ
(www.nta.go.jp)

申告書作成の
相談がある方

新宿住友ビル
B 1 階

申告書提出
のみの方

管轄の税務署

詳しくは、国税庁ホームページ
または下記税務署でご確認ください。

新宿税務署 〒169-8561 新宿区北新宿1-19-3
四谷税務署 〒160-8530 新宿区三栄町24
中野税務署 〒164-8566 中野区中野4-9-15

TEL03-3362-7151 (代表)
TEL03-3359-4451 (代表)
TEL03-3387-8111 (代表)

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



明けましておめでとうございます。本年も「税の豆知識」をよろしく願いいたします。

さて、新年号であります今回は、総務省／経済産業省が主管となって進める「**情報銀行**」について、前回に引き続いて説明いたします。個人にとって重要なパーソナルデータ（氏名や住所などの個人の基本情報、交通系ICカードの乗車データやスマートフォンの位置情報などの行動履歴等）を集中管理し、データを必要とする外部の事業者に対して提供する、そんな新しい事業（情報を預けた人は「金利」のように商品券や割引券等がもらえます）である情報銀行が注目を集めています。

1. 情報銀行とは

総務省／経済産業省の「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」により取りまとめられた「情報信託機能の認定に係る指針」では、**情報銀行とは「個人とのデータ活用に関する契約書に基づき、PDS（注）などのシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人本人の指示またはあらかじめ指定した条件に基づき個人に代わり妥当性の判断の上、データを第三者（他の事業者）に提供する事業」と定義されています。**

（注）PDSとは、Personal Data Storeの略であり、個人に関する情報を集約させ管理するシステムのことです

この定義における「個人のデータ」には、行動履歴、購買履歴、金融、ヘルスケアデータなどの重要データが含まれ、銀行という信用度の高い組織に資産を預けるように、個人は自らのパーソナルデータを情報銀行に預託し、セキュアな環境で管理することができ、企業は情報銀行を通してビッグデータとしてパーソナルデータを活用できることになります。

2. 情報銀行の役割

情報銀行の大きな役割は、パーソナルデータを適切に活用することで、国内産業を活性化させることにあります。AI（人工知能）やIOT（注）の進歩や、スマートフォン・5Gの普及にあわせ、

情報の価値はますます高まっており、安全性を担保した上でパーソナルデータを活用することは産業の活性化につながります。

（注）IOTとは、Internet of Thingsの略であり、モノのインターネットと訳されています。モノがインターネット経由で通信することであり、モノに取り付けられたセンサーが人手を介さずにデータをインターネット経由で送信できる技術のことです

3. 情報銀行が求められる背景

情報銀行が求められる背景には、情報の価値の高まりが挙げられます。現在でも、ビッグデータを積極的に収集・活用しているGAFA（Google、Apple、Facebook、Amazon）などのデジタル企業は、パーソナルデータの利活用を通して莫大な利益を上げていると言われています。今後、ITやIOTがさらに進化していけば、パーソナルデータの有効活用は、ビジネスに対してより決定的な影響を与える要因となっていくことは明かです。高度なパーソナルデータの積極的な活用のためのインフラとして、今、情報銀行が求められていると言われています。

4. 情報銀行のメリット

(1) 個人側のメリット

個人が情報銀行にパーソナルデータを預ける最大のメリットは、「安心・安全」です。情報銀行の運営事業者は、認定を受けるに当たり、厳しい基準をクリアした高度なセキュリティ環境を保持しなければなりません。それにより情報銀行に預託されたパーソナルデータは安全に管理されます。さまざまな事業者のサービスを利用するにあたり、個人がパーソナルデータを個別に管理するのではなく、情報銀行がパーソナルデータを集中管理し事業者に提供することになっています。

(2) 企業側のメリット

情報銀行によって管理されているパーソナルデータにアクセスできるようになれば、質の高いOne to Oneマーケティング（注）が実現できるため、企業が情報銀行を利用するメ

リットも大きくなります。かつては販売促進やブランディングにテレビCMが使われることが多かったのですが、2019年にはインターネット広告費がテレビCMの広告費を追い抜くなど、デジタルマーケティングが勢いを増しています。中でもパーソナルデータをもとに顧客一人一人に適切なアプローチを試みるOne to Oneマーケティングは、SNSの発展を追い風として破竹の勢いで広がっているようです。

(注) One to Oneマーケティングとは、消費者ひとりひとりの購買傾向からニーズを読み取り、個々に対して最適なコミュニケーションを行うマーケティング活動を指します

5. 情報銀行のデメリット

(1)個人側のデメリット

セキュアな環境で運営される情報銀行であっても、インシデント（例えば情報漏洩）が発生するリスクは皆無ではありません。個人でパーソナルデータを管理するよりも高い安全性を担保しやすくはあっても、ゼロリスクにはなり得ないことは理解しておくことが必要です。

(2)企業側のデメリット

情報銀行を利用する企業側のデメリットとしては、セキュリティコストや管理コストの増大が挙げられます。情報銀行からデータ提供を受ける事業者は、高いセキュリティ基準をクリアしていると客観的に証明するために、プライバシーマークやISMS認証の取得、更新が求められます。

6. 情報銀行の参入・実証実験を行っている企業

(1)三菱UFJ信託銀行

独自の情報信託能を担うプラットフォーム「Drime」を活用して運用を開始している。

(2)日立製作所

個人のIOTデータ等を活用した個人情報管理基盤サービスを開発し、匿名バンクの推進を始めている。

(3)大日本印刷（DNP）

ヘルスケアアプリ「Finc（フィンク）」と共同で情報銀行事業を構築。また、産経新聞と新会社を設立し豊かな人生を支援する実証を開始。

(4)スカパー

利用者の同意を得て視聴履歴を取得し、代わりに数百円単位の料金の割引を行っている。



「七草粥」

七草粥は正月行事として定着していますが、本来は1月7日の「人日」の日に行われる「人日の節句」の行事で、五節句のひとつです。

五節句とは、江戸幕府が定めた式日で、1月7日の人日、3月3日の上巳、5月5日の端午、7月7日の七夕、9月9日重陽をさします。

人日とは文字通り「人の日」という意味で、中国の前漢の時代に、元日は鶏、2日は犬、3日は猪、4日は羊、5日は牛、6日は馬、7日は人の日としてそれぞれの占いをたて、8日に穀を占って新年の運勢をみたとしていたことに由来します。

さらに唐の時代には、人日の日に「七種菜羹（ななしゅさいのかん）」という7種類の若菜をいれた汁物を食べて無病息災を願っていたのが伝来しました。

1月の税務と労務

- ・国税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出 本年最初の給与支払日の前日
- ・国税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出 1月31日
- ・国税／源泉徴収票の交付、提出 1月31日
- ・国税／12月分源泉所得税の納付 1月11日
（納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日）
- ・国税／11月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 1月31日
- ・国税／5月決算法人の中間申告 1月31日
- ・国税／2月、5月、8月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 1月31日
- ・地方税／固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日
- ・地方税／給与支払報告書の提出 1月31日

2月の税務と労務

- ・国税／令和1年分所得税の確定申告受付 2月16日～3月15日
（還付申告は申告期限前でも受け付けられます）
- ・国税／贈与税の申告受付 2月1日～3月15日
- ・国税／1月分源泉所得税の納付 2月10日
- ・国税／12月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 2月28日
- ・国税／6月決算法人の中間申告 2月28日
- ・国税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 2月28日
- ・国税／決算期の定めのない人格なき団体等の法人税の確定申告及び納付 2月28日
- ・地方税／固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

法人会の「令和4年度税制改正に関する提言」まとまる

コロナ禍の影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！

法人会の「令和4年度税制改正に関する提言」が、9月21日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」などからなっている。

全法連では、全国75万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

○感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

○社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえで、その役割と範囲を改めて見直す必要がある。次なる新型コロナウイルスが発生した場合に備える意味でも、抜本的な医

療制度改革の議論を開始する必要がある。

○医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

3. 行政改革の徹底

○地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

・国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。厳しい財政状況を踏まえ、国と地方の公務員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 新型コロナウイルスへの対応

○中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 法人税関係

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を

本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

3. 消費税関係

○消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

4. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

○取引相場のない株式の評価については、企業規

模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直すべきである。

III 地方のあり方

○今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

○地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

IV 震災復興等

○政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○環境問題に対する税制上の対応として、欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

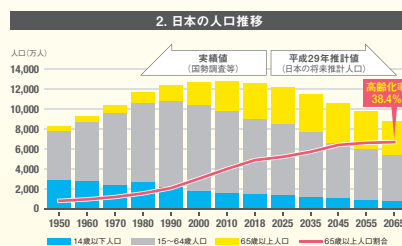
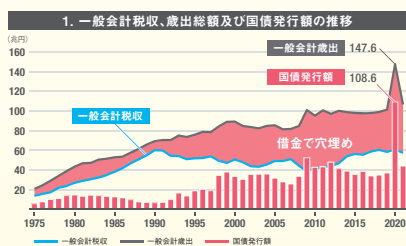
提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

**中小企業と日本の未来を救うために
ポストコロナに向けた
経済再生、財政健全化を求めます！**

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される「経営者の団体」「公益財団法人 全国法人会連合会（略称：全法連）」は、9月21日開催の理事会において令和4年度税制改正に関する提言を決議しました。地域経済に雇用の確保の担い手である中小企業は、長期にわたってコロナ禍の影響を直接的に受け続けており、税財政や金融面からの実効性ある対策が急務であることを求めています。また、膨大なコロナ対策費は、先進諸国においても財政を悪化させましたが、日本とは違い、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めています。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化に取り組むこと、持続可能な社会保障制度の構築、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進等が必要です。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体等に対して提言活動を行って参ります。



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事(株)名誉理事

1. (注1)令和2年度までは決意、令和3年度は予言による。
(注2)特別公債発行額は、平成2年度以降地方債の発行と同等の
平和国際債に支拂する額を調えるための臨時特別公
債、平成6年度は消費税税率3%から5%への引上げに
先行して行った減税による税収収入の減少を補うための臨時
特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために
実施する施策の財源を調えるための復興債、平成24年度
及び25年度は基礎年金全国給付率2分の1の実現する財源を
調えるための年金全国給付債に代る。

2. (注3)2019年度までの人口は総務省「人口統計」(毎年10
月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は「2019年
は総務省「出生統計」、それ以外は総務省「国勢調査」2019年
までの合計統計を出生統計と生産年齢人口(A労働年齢)と
2019年以降の出生統計と人口動態統計(日本の将来推
計人口)と2019年統計「出生と死亡、死亡の推計」

“税の作文コンクール”入賞作品

公益社団法人 中野法人会会長賞

【感謝を紡ぐ税】

東京大学教育学部附属中等教育学校 吉住 恒思

私達が支払っている税金には、活かされない税と活かされる税がある考える。このことについて、それぞれのエピソードに触れながら考えたい。



まず、有効に活かされな「表彰式(12月8日 於:区役所内)」
 かったと思われる税金について、述べたいと思う。

今年の夏、学校の課題で、第三者に職業インタビューをするというものがあった。その際、私は、区議会議員の方に話を伺うことにした。その方が、区議会議員になった理由はとても興味深いものであった。

2011年の東日本大震災において、当時アメリカの学生を国の税金を使って、被災地の様子を体験させるという交流イベントがあった。

しかし、当時の福島は、放射能の影響もあって、現地に立ち入ることができなかった。このため、アメリカの学生は現地の被災状況を、十分に体験することができなかった。結局、地震の被害がなかった京都観光となり、彼らの感想は一樣に、『楽しかった。勉強の息抜きになった』というものだったという。

このイベントのなかで、当時区議会議員の方は、通訳を担当していたが、国民からせっかく集めた税金がなぜ有効に活かされなかったのかを悔しくまた、疑問に思い、その正義感ゆえに区議会議員を志したという。

次に、有効に活かされた税金に述べたいと思う。

今年の夏、自宅に、父宛のハガキが一枚届いた。そこには丁寧なお礼が書いてあった。

そのハガキの内容について父に尋ねたところ、差出人は東日本大震災の被災者の方で、会津若松に住む老夫婦だった。

当時、この夫婦の自宅が半壊して、住めない状況になったという。

一方で、父の会社では、空いている社宅を国の税金で改修し、被災者の方に住んでいただく施策を行っていた。この老夫婦は、その募集に応じて入居いただいた方であり、父はその当時、この業務に携わっていた。

老夫婦は約1年間、社宅に入居していたが、2012年に、息子夫婦の自宅に転居した。入居の際も、退去の際も、父の手を取って、涙を流して感謝されたという。

当時父の会社も、被災で、莫大な被害を被り、国の税金がなければ社宅を改修できなかった。その話を聴き、父とその被災者の交流が続いていることに対して、心のつながりを感じた。

今まで、私は税金というのは、よく分からない未知の存在であった。

しかし、このようなエピソードを通じて、身近に感じることができた。

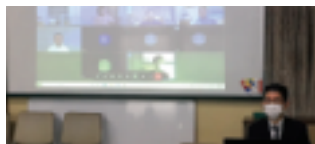
それだけではない。このように、税金というのは、よく考えて使わないと有効に活かされないものもあることがわかったが、一方で、今の時代に必要な人との繋がり、心の交流を深めることができるものでもあると思った。

本 部 だ よ り

活発な事業・研修(税関係)を展開!!

オンラインセミナー

秋の税務研修会開催(インボイス制度・電子帳簿保存法)(10月15日&10月18日 於:法人会館+WEB)



～～～ 10月15日 参加された皆様 ～～～



10月18日 参加された皆様



小崎副署長様



逢坂上席様

「第29回法人税実務講座」&「第30回源泉所得税実務講座」(10月28日 於:署別館)

実務講座に参加して ～今後の実務に活かします～

この度、初めて参加させて頂きました。前職では全く異なった業務をしていたため、今後の勉強のためにと参加致しました。独学で少々学んでいたものの、直



～～～ 参加された皆様 ～～～



挨拶:立花統括官様

米持建設(株) 中野ちづる

接説明を聞くことで理解は深まり、また自分がこれからもっと知っていかなければならないことが次々と明確になった良い機会でした。



逢坂上席様



佐藤上席様

毎月の源泉徴収、あと約2年後にせまるインボイス制度…。これからまた学び、研修等も活用させて頂きながら、さらに理解を深め、実務に勤しんで参りたいと思います。

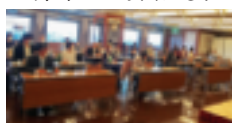
中野法人会経営塾 第二弾(令和3年度の年末調整説明会)(11月2日 於:サンプラザ)

◆ご注意を!昨年から変わっています!◆

今回は、佐藤上席に研修させて頂きました。昨年は多くの改正がありましたので、その復習も含め、丁寧に詳細を説明して頂きました。今年度の変更点を明記します。

1. 税務関係書類における押印義務の改正

税務署長等に提出する源泉所得税関係書類について、押印しないこととされました。扶養控除等申告書などの年末調整の際に使用する書類についても、従業員等に押印して頂く必要はありません。



～～～ 参加された皆様 ～～～

挨拶:横山会長

2. 源泉徴収関係書類の電磁的提供に係る改正

給与など、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者が給与等の支払者に対し、申告書の書面による提出に代えてその申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の要件である支払者が受けるべき税務署長の承認が不要とされました。但し、条件がありますので注意してください。



佐藤上席様

3. e-Taxによる申請等の拡充

e-Taxにより、その申請等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信する事ができないものについて、書面による提出に代えて、スキャナにより読み取る方法等により作成した電磁的記録を送信することにより行う事ができる

中野法人会経営塾 第三弾(法律セミナー)(11月18日 於:法人会館+WEB)

◆ビジネスと人権◆

～今、企業に求められる課題～

冒頭、「SDGs」について話して頂きました。持続可能な開発目標として2030年までに達成すべき17の目標がある事。SDGs達成は、企業経営の道しるべでもあり、その目標達成と人権保護、促進派表裏一体の関係にある。企業規模、業種に関係なく、投資家、市民社会、消費者から企業に対し、人権尊重を求める意識は高まっていると話されました。



～～～ 参加された皆様 ～～～

◎ビジネスと人権に関する行動計画と行動計画のベースとなるビジネス人権に関する指導原則

◎企業が人権への影響を考慮すべき対象

◎人権対応で遅れる日本企業と影響した事例

◎良くある人権問題事例と企業への影響

◎企業が求められていることとまず取組むべき事 等
大変に内容の濃い研修会でした。宮川先生ありがとうございました。



講師:宮川先生



柴野公益事業委員長



本部だより



活発な社会貢献活動を展開!!

中野にぎわいフェスタ2021に参加

11月13日・14日 (税金クイズなど実施)



～ 11月13日 応援していただいた皆様 (署長・区長) と ～

～～～ 11月14日 応援していただいた皆様 ～～～



～～～～～ 大好評の青年部会の皆さんによる“税金クイズ” ～～～～～



～ お祭りには必須なお二人 ～

中野区観光協会の皆様

～ 会場風景 ～

～ 税務署の周辺：展示 ～

11月19日 中野法人会 福利厚生事業 第二弾

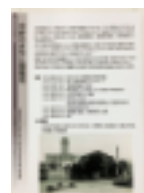
ウォークツアー (中野今昔ものがたり)



スタートは新井南公園 (法人会の歴史・中野税務署跡地の説明)

旧中野刑務所 (裏) より見学

11月6日 正門より見学



～ キリンレモンスポーツセンターを見学 ～

資料室を見学

～～～～～ 百観音明治寺を散策 ～～～～～



～～～ 挨拶：宮治厚生共益事業委員長 ～～～

～～ 中野民俗資料館を見学 ～～

日本閣100年の展示

本部だより

《第10回 税の川柳コンクール》

応募作品(173点)から税制税務委員会の役員と理事の皆様を選考して頂きました。

《中野法人会 会長賞》

・肉、魚 今年はふるさと どこにしよう

《税制税務委員会推薦による

中野法人会 会長賞》

・巣籠りの 息子にかけたい ゲーム税

《優秀賞》

- ・コロナ禍で 税バラマキの クラスタ
- ・終活に 心配したい 相続税
- ・納税者 日々の努力に 金メダル
- ・減税を してみな 税収増えるから
- ・テレワーク 家族に見られ ^{テレワーク} 照れ仕事

11月11日 中野法人会 福利厚生事業 第二弾

チャリティゴルフコンペ 於：平成倶楽部



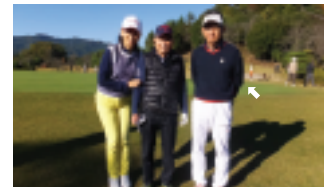
優勝：石井保雄様



準優勝(女性優勝・ベスグロ) 新井真由美様



組優勝：第8支部様



ベスグロ：小倉健治様



横山会長と第1支部の皆様



中田様、宮島顧問、吉川様、矢島様



第8・9支部：女性チーム



第3支部：健闘(?) チーム

部会だより

— 青年部会(第4ブロック・青連協ゴルフコンペ) —



10月6日 第4ブロック(於：飯能GC)



10月14日東法連(於：青梅ゴルフ倶楽部)

— 10月21日 青年部会がボウリングを(於：サンブラザボウル) —



サンブラザボウル



参加された皆様

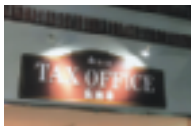


優勝：滝口様

— 青年部会(役員会)(連協・第4ブロック) —



11月5日 役員会



11月11日~17日 キザニア東京

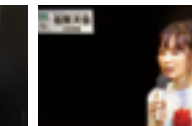


12月9日 第4ブロックボウリング

— 第35回法人会 全国青年の集い(佐賀大会) —



11月26日 当会から渡邊部会長が参加



渡邊部会長

— 女性部会 — 11月16日 第16回全国女性フォーラム(新潟大会)

【会場】 朱鷺メッセ
(新潟コンベンションセンター)

【演題】 ときめきのとき

【講師】 宮田亮平氏
(前文化庁長官)



宮田亮平氏



大島部会長・平澤副部会長が参加



10/11&11/2 役員会

第12回「税に関する絵はがきコンクール」

入賞作品の展示	
常 設	中野法人会館1階
12/14～ 12/31	中野駅ガード下ギャラリー (夢通り)
1/11～ 1/31	西武信用金庫 本店1階
2/10～ 2/17	中野サンプラザ イベントスペース1階

中野税務署長賞



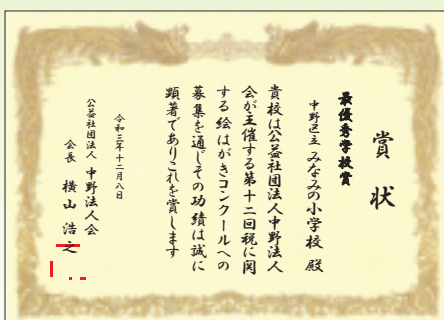
みなみの小学校
石崎 舞 様



10月 審査会 (於: 法人会館)



中野区立みなみの小学校
殿



最優秀学校賞



(表彰式 12月8日 於: 中野区役所)

中野都税 事務所長賞



みなみの小学校
山下 日和 様

中野区長賞



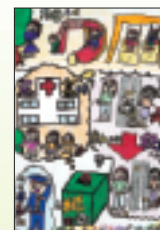
武蔵台小学校
加来 祐希 様

中野租税教育 推進協議会長賞



上鷺宮小学校
星野 希咲 様

中野法人会長賞



武蔵台小学校
廣瀬 美和 様

(青年部会推薦による) 中野法人会長賞



桃園第二小学校
掛川 遥貴 様

(女性部会推薦による) 中野法人会長賞



上鷺宮小学校
小栗 照主 様

(女性部会推薦による) 中野法人会長賞



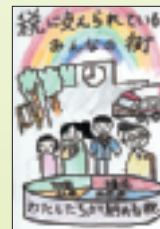
啓明小学校
沖山 楓 様

(女性部会推薦による) 中野法人会長賞



美鳩小学校
中山 杏 様

(女性部会推薦による) 中野法人会長賞



桃園第二小学校
海藤 結 様

優 秀 賞



武蔵台小学校
亀島 一花 様



武蔵台小学校
古川 芽依 様



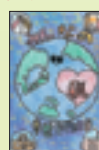
啓明小学校
野田 かほ 様



平和の森小学校
石原 由花梨 様



みなみの小学校
阿部 月弥 様



みなみの小学校
佐藤 翠 様



みなみの小学校
小柴 沙羅 様



みなみの小学校
石田 杏 様



みなみの小学校
黒藤 夢嘉 様



みなみの小学校
村松 美空 様